

消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱

平成 24 年 9 月 28 日 関係閣僚申合せ

本要綱は、「消費者行政推進基本計画」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）及び「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）第 4 の 4 に基づき、消費者の消費生活における生命又は身体についての被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、緊急事態等における緊急対策本部の設置等について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）と適切に連携しつつ活用することとする。

1 緊急事態等

本要綱において、「緊急事態等」とは、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の定める重大事故等^{※1}又はこれに準ずる事故等^{※2}が発生した場合であって、緊急の対応を要する事態とする。

※1 重大事故等とは、消費者安全法第 2 条第 6 項に定める事故又は事態（当該事故又は事態を発生させるおそれがあるものを含む。）をいう。

※2 これに準ずる事故等とは、具体的には、被害が大規模又は広域であり、かつ、消費者庁及び関係府省において対応の調整を要すると考えられる事故又は事態（当該事故又は事態を発生させるおそれがあるものを含む。）をいう。

2 緊急事態等の対応の基本方針

緊急事態等における対応については、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下に、消費者庁及び関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めることとする。

3 情報連絡体制等

消費者庁及び関係府省は、緊急事態等において政府一体となった迅速な初動体制をとることができるよう、平時から、消費者安全情報総括官（4（2）参照）を中心として、緊急事態等に関する情報を緊密に交換し連絡を行うため、

連絡網の構築等必要な体制を整備しておくこととする。

4 緊急対策本部等に関する諸事項

(1) 緊急対策本部の設置

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の2の規定により置かれた特命担当大臣（以下「内閣府特命担当大臣（消費者）」という。）は、緊急事態等において、自らの判断により、又は関係府省からの要請に基づき、関係大臣が連携協力して対処する必要があると認める場合には、内閣官房長官及び関係大臣と協議の上、緊急対策本部の設置のほか、本部の組織について決定することとする。

(2) 緊急事態等における消費者安全情報総括官会議の開催

内閣府特命担当大臣（消費者）は、緊急事態等において府省横断的に対処する必要があると認める場合には、消費者安全情報総括官会議を開催することとする。

消費者安全情報総括官及び消費者安全情報総括官会議に関する具体的な事項については、別途「消費者安全情報総括官制度について」で定める。

(3) 組織

- ① 緊急対策本部の長は、緊急対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣府特命担当大臣（消費者）をもって充てる。
- ② 緊急対策本部に、緊急対策副本部長（以下「副本部長」という。）と緊急対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。
- ③ 本部員は、事案に応じて本部長が必要と認める関係各大臣等とし、本部長は、緊急対策本部の設置の決定後速やかに、本部員を指名することとする。
- ④ 本部長は、本部員のうちから、事案に応じて副本部長（若干名）を指名することとする。また、副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指名する副本部長がその職務を代理することとする。

(4) 活動事項

緊急対策本部は、緊急事態等において次に掲げる事項を政府一体となって適切に行うこととする。

- ① 事案の概要の把握、初動対応等に関する検討
- ② 政府として消費者の安全の確保を図るための対策の方針の決定

- ③ 一元的な情報の集約、消費者庁及び関係府省等との情報の共有、国民に対する情報の提供
- ④ 消費者庁及び関係府省の対策の総合調整
- ⑤ その他必要と認められる事項

(5) 幹事会及び庶務

緊急対策本部に幹事会を置き、消費者安全情報総括官会議をもってこれに充てることとし、本部の開催に併せ、必要に応じ同会議を開催することとする。

緊急対策本部の庶務は、関係府省の協力を得て、消費者庁消費者安全課において処理する。

(6) 解散等

内閣府特命担当大臣（消費者）は、緊急事態等の収束等を総合的に勘案し、緊急対策本部を解散することとする。

(7) その他

上記に定めるもののほか、緊急対策本部に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

5 緊急事態等における対応

内閣府特命担当大臣（消費者）は、緊急対策本部での関係大臣等との協議、又は消費者安全情報総括官会議での情報の収集・分析等を踏まえて、必要に応じ、速やかに緊急事態等の対応を行うこととする。緊急事態等の対応は、被害の発生又は拡大の防止の観点から、消費者庁及び関係府省が相互に連携・協力して関係法令に基づき、消費者への情報提供、回収、新規流通の防止、原因究明、それを踏まえた改善措置等を適切に組合せて実施する。

6 事後検証及び申合せの改定

- (1) 消費者庁及び関係府省は、本申合せに基づき行った緊急事態等の対応について、事後に検証を行うこととする。
- (2) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本申合せを改定することとする。

7 その他

本申合せは、平成 24 年 9 月 28 日に効力を生ずる。また、「消費者安全の確

保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」、「緊急対策本部について」、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」及び「緊急対策本部設置要領」は同日をもって廃止する。